



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社よみうりランド
 代表者名 代表取締役社長 上村 武志
 (コード番号 9671 東証第1部)
 問合せ先 専務取締役総務部担当
 氏名 小飯塚 稔
 (TEL. 044-966-1131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月18日開催予定の第91回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、これらの取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 31 条及び第 40 条の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第 31 条の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その<u>社外取締役</u>の同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その取締役の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その<u>社外監査役</u>の同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、その監査役の同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、その同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 18 日（木）
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 18 日（木）

以 上